2024 年 2 月 5 日

ちば興銀カードサービス株式会社

ちば興銀ＵＣカード会員規約及び
個人情報の取扱い(収集･保有･利用･提供)に関する同意条項改定のお知らせ

2024 年 3 月 1 日付で、ちば興銀ＵＣカード会員規約及び個人情報の取扱い(収集･保有･利用･提供)に関する同意条項を改定いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀ＵＣカード会員規約

改定前	改定後
第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却） 1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第 16 条第 1 項（ﾛ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。 （ｲ）～（ｶ）　（略） ＜新設＞	第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却） 1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第 16 条第 1 項（ﾛ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。 （ｲ）～（ｶ）　（略） （ｮ）本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。
第 26 条（支払停止の抗弁） 1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。 （ｲ）商品、権利又は役務の提供がなされないこと。 （ﾛ）商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵（欠陥）があること。	第 26 条（支払停止の抗弁） 1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。 （ｲ）商品、権利又は役務の提供がなされないこと。 （ﾛ）商品の破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。

■≪個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項≫

<table>
<tr><th>改定前</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>【問い合わせ・相談窓口等】
1. 商品等についてのお問い合わせ･ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 規約についてのお問い合わせ･ご相談は当社お客様相談室にご連絡ください。
（表中「住所・電話番号等」以外は省略」）
<table><tr><th>住所・電話番号等</th></tr><tr><td>ちば興銀カードサービス株式会社
千葉市中央区中央 4 丁目 17 番 3 号
袖ヶ浦ビル 3 階
TEL.043-224-0821（月～金　土日祝日休み）
受付時間　9：00～17：00
URL https://www.cuccard.co.jp/
関東財務局長（5）第 01462 号</td></tr></table></td><td>【問い合わせ・相談窓口等】
1. 商品等についてのお問い合わせ･ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 規約についてのお問い合わせ･ご相談は当社お客様相談室にご連絡ください。
（表中「住所・電話番号等」以外は省略」）
<table><tr><th>住所・電話番号等</th></tr><tr><td>ちば興銀カードサービス株式会社
千葉市中央区中央 4 丁目 17 番 3 号
袖ヶ浦ビル 3 階
TEL.043-224-0821（月～金　土日祝日休み）
受付時間　9：00～17：00
URL https://www.cuccard.co.jp/
関東財務局長（6）第 01462 号</td></tr></table></td></tr>
</table>

以上